

## (2) 開示請求等の特例に係る開示申出（簡易開示）の状況

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた一定の個人情報について、書面によらずに口頭等の簡易な方法による開示申出を受け、請求者本人であることを確認の上、その場で一定の方法により開示するもので、実施機関はあらかじめ定めた開示事項の内容等を告示することとなっています。

実施機関が告示した簡易開示の対象となる個人情報は、県職員採用試験、県立高等学校の入学試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）であり、平成17年度の簡易開示の対象となった試験は、知事部局が17試験、教育委員会が4試験、人事委員会が7試験で合計28試験でした。

これらの試験の結果について2,506件の簡易開示の申出があり全て開示しました。

### 簡易開示の処理状況（平成17年度）

	試験数	受験者数	開示件数
知事部局	17	6,057	109
教育委員会	4	15,493	2,203
人事委員会	7	2,373	194
合計	28	23,923	2,506